一　医薬品の範囲
　薬事法施行令（昭和三十六年政令第十一号）第一条の五第一項第一号ロに規定する医療用医薬品のうち、別表に掲げるもの
二　再評価を受けるべき者が提出すべき資料
　再評価に係る医薬品の有効成分の種類、投与経路、剤型等に応じ、薬事法施行規則（昭和三十六年厚生省令第一号）第十八条の三第一項第一号ロに掲げる資料。ただし、当該再評価に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の提出を必要としない合理的理由がある場合においては、その資料を提出することを要しない。
三　提出期限
　平成十四年七月十六日

別表

一　次に掲げる成分を有効成分として含有する単味剤のうち、内用固形製剤のもの
1　塩酸クロペラスチン
2　塩酸ホミノベン
3　臭化水素酸デキストロメトルファン（錠剤を除く。）
4　ノスカピン（末剤を除く。）
5　フェンジゾ酸クロペラスチン
6　リン酸ベンプロペリン
7　ヒベンズ酸チペピジン（錠剤を除く。）
8　セラペプターゼ
9　臭化プロパンテリン
10　酢酸コルチゾン
11　トリアムシノロン
12　オキサプロジン
二　次に掲げる成分を有効成分として含有する配合剤のうち、内用固形製剤のもの
1　ジプロフィリン・ノスカピン・塩酸エフェドリン・塩酸ジフェンヒドラミン・塩酸パパベリン
2　プロキシフィリン・塩酸エフェドリン・フェノバルビタール
3　臭化メペンゾラート・フェノバルビタール

○経済産業省告示第百八十号

　タオルに係る繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程第七条の調査を行うこととした件（平成十三年四月十六日経済産業省告示第三百五号）で告示したタオルに係る繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置に関する規程（平成六年十二月五日通商産業省告示第六百六十七号）第七条の調査について、同規程第九条第一項ただし書の規定により調査の期間を延長することとしたので、同規程第九条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。
　平成十四年四月十五日
　　経済産業大臣　平沼　赳夫
一　延長される調査の期間　六月間
二　延長の理由
　調査対象品目であるタオルの最近の輸入動向等を勘案して、タオルに係る繊維製品等の輸入の数量の増加に際しての緊急の措置について、引き続き検討する必要があるため

○経済産業省告示第百八十一号

　輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第百七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入についての許可を受けるべき貨物の原産地または船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表を行なう等の件）の一部を次のように改正する。
　平成十四年四月十五日
　　経済産業大臣　平沼　赳夫
　第一号の表の第1の2921・45の項の次に次の一項を加え、2921・49の項中「、フェニルアミノプロパン」を削る。
2921・46　フェニルアミノプロパン及びその塩類　○
　第一号の表の第1の2922・39の項中「、2－（メチルアミノ）－1－フェニルプロパン－1－オン（別名メトカチノン）」を削り、「これらの塩類」を「その塩類」に改める。
　第一号の表の第1の2933・49の項中「（別名ドロテバノール）」の下に「、3－ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）、3－メトキシ－N－メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）」を加え、2933・99の項中「、3－ヒドロキシモルヒナン（右旋性のものを除く。）、3－メトキシ－N－メチルモルヒナン（右旋性のものを除く。）」を削る。
　第一号の表の第1の2939・19の項のワの号中「7・8－ジヒドロ－7－α－〔1－（R）－ヒドロキシ1－1メチルプチル〕－6・14－エンド－エタノテトラヒドロオリパビン（別名ジヒドロエトリフィン）」を「7・8－ジヒドロ－7－α－〔1－（R）－ヒドロキシ1－メチルプチル〕－6・14－エンド－エタノテトラヒドロオリパビン（別名ジヒドロエトルフィン）」に改める。
　第一号の表の第1の2939・63の項中「2939・63」を「2939・69」に改める。
　第一号の表の第1の2939・91の項中「エクゴニンのエステル」の下に「、フェニルメチルアミノプロパン」を加え、2939・99の項中「フェニルメチルアミノプロパン」を削る。
　第三号の1から32まで以外の部分中「⒂」を「⒁」に、同号の7の⑴から⒂まで以外の部分中「⒂」を「⒁」に改める。
　第三号の7の⒂を削る。
　第三号の29の⑴中「ブルンディ」の下に「、カンボディア」を、「カナダ」の下に「、カーボ・ヴェルデ」を、「ナミビア」の下に「、ナウル」を、「パキスタン」の下に「、パラオ」を、「ロシア」の下に「、ルワンダ」を、「セント・ヴィンセント」の下に「、サントメ・プリンシペ」を、「セイシェル」の下に「、シエラ・レオーネ」を、「ソロモン」の下に「、ソマリア」を加える。
　第三号の29の⑵中「ブルキナ・ファソ」の下に「、ブルンディ」を、「カナダ」の下に「、カーボ・ヴェルデ、チャード」を、「ドミニカ共和国」の下に「、グァテマラ」を、「香港」の下に「、ホンデュラス」を、「ジョルダン」の下に「、カザフスタン」を、「リベリア」の下に「、リビア」を、「ルクセンブルグ」の下に「、マダガスカル」を、「メキシコ」の下に「、ミクロネシア、モルドヴァ」を、「ニジェール」の下に「、ナイジェリア」を、「パキスタン」の下に「、パラオ」を、「セント・ヴィンセント」の下に「、サントメ・プリンシペ、サモア」を、「セイシェル」の下に「、シエラ・レオーネ」を、「ソロモン」の下に「、ソマリア」を、「スリ・ランカ」の下に「、スーダン」を、「ヴィエトナム」の下に「、イエメン」を加える。
　第三号の29の⑶中「ブルキナ・ファソ」の下に「、ブルンディ」を、「カナダ」の下に「、カーボ・ヴェルデ、チャード」を、「ジブティ」の下に「、ドミニカ共和国」を、「ドイツ」の下に「、ガーナ」を、「グレナダ」の下に「、グァテマラ」を、「ハイティ」の下に「、ホンデュラス」を、「ルクセンブルグ」の下に「、マダガスカル」を、「マレイシア」の下に「、モルディヴ」を、「メキシコ」の下に「、ミクロネシア、モルドヴァ」を、「ニジェール」の下に「、ナイジェリア」を、「パキスタン」の下に「、パラオ」を、「パナマ」の下に「、パラグアイ」を、「ペルー」の下に「、フィリピン」を、「カタル」の下に「、コンゴ共和国」を、「セント・ヴィンセント」の下に「、サントメ・プリンシペ、サモア」を、「セイシェル」の下に「、シエラ・レオーネ」を、「ソロモン」の下に「、ソマリア」を、「スリ・ランカ」の下に「、スーダン」を、「ヴィエトナム」の下に「、イエメン」を加える。

附　則

　この告示は、公布の日から施行する。ただし、第三号の7の⒂に係る部分は、平成十四年五月一日から施行する。

○特許庁告示第一号

　特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和五十三年通商産業省令第三十四号）第七十八条の三の規定に基づき、昭和六十年九月二十一日特許庁告示第二号（特許庁以外の国際調査機関に対する手数料の納付のための口座及び調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額の件）の一部を次のように改正し、平成十四年五月一日から施行する。
　平成十四年四月十五日
　　特許庁長官　及川　耕造
　第二号中「十万二千円」を「十一万円」に改める。

○国土交通省告示第三百二十二号

　都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号）第二十条第一項第二号の規定に基づき、昭和五十六年建設省告示第千六百二十七号の一部を次のように改正する。
　平成十四年四月十五日
　　国土交通大臣　林　寛子
　表国営明石海峡公園の項を次のように改める。

公園名	設ける者	占用物件
国営明石海峡公園	兵庫県	橋
	淡路・東浦広域下水道組合	下水道管
	西日本電信電話株式会社	公衆電話所及び電話ケーブル

附　則

　この告示は、平成十四年四月十六日から施行する。